

学支広第113号
令和4年11月25日

大 学 長
短 期 大 学 長
各 高 等 専 門 学 校 長 殿
専 門 課 程 を 置 く 専 修 学 校 長
日 本 語 教 育 機 関 学 校 長
外 国 大 学 日 本 校 学 校 長

独立行政法人日本学生支援機構
理事長 吉岡 知哉
(公印省略)

「物価高に対する経済対策支援事業」を活用した
大学等における学生支援の取組に係る支援金の交付について（依頼）

平素より当機構の業務に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在、各大学等におかれましては、円安やウクライナ情勢等の国際情勢に端を発する資源価格上昇に伴う物価高の影響により厳しい生活を余儀なくされている学生等を支援するため、様々な経済的支援策が講じられていると承知しております。

このような状況を踏まえ、当機構では、困窮している学生等への支援を行うため、「物価高に対する経済対策支援事業」を実施することとしました。

本支援事業は、学生等が安心して修学していけるよう、学生生活を送るための食費や修学に必要な消耗品（文房具・教材等）等の費用を支援する大学等に対し、当該支援の取組に要する費用の一部（10分の9以内）を支援金として交付するものです。

つきましては、本支援事業の趣旨を御理解いただき、学生等への支援の取組を実施いただける大学等におかれましては、下記により申請いただきますようお願いいたします。

なお、現在実施期間中の「新型コロナウイルス感染症対策助成事業（食に対する支援）」とは、別事業となるため、「新型コロナウイルス感染症対策助成事業（食に対する支援）」の事業費として、本事業における支援金を使用することは出来ません。

裏面にも記載があります

記

1. 申請方法

当機構のホームページ「物価高に対する経済対策支援事業」(<https://www.jasso.go.jp/kihukin/katsuyou/shien2022.html>)に掲載されている「物価高に対する経済対策支援金 交付申請書」及び「物価高に対する経済対策支援事業計画書」に必要事項を記載の上、当機構へ郵送により御提出ください。詳細については、事務取扱要領やQ&A等を御確認ください。

※ 新型コロナウイルス感染症対策助成事業の様式とは異なりますので御注意ください。

2. 支援金の交付申請額

1校あたり 100万円以下

(支援事業を実施するために必要な全体経費の10分の9以内とすること。)

3. 申請受付期間

令和4年12月12日(月)～令和5年2月28日(火)(消印有効)

申請受付は先着順とし、申請受付期間であっても予算を超えた時点で受付を終了させていただきますので予めご了承ください。

発送した日付が確認できる郵便等により送付願います(発送した日付が確認できない場合は理由を問わず受付できませんのでご了承ください)。

※ 12月12日の消印以降の申請書が受付対象ですので御注意ください。

以上

<本件問合せ先>

独立行政法人日本学生支援機構

物価高に対する経済対策支援事業担当

電話 : 03-6743-3827 (9:00~17:30)

E-mail : josei@jasso.go.jp

※ お問合せの際は、学校番号を御提示ください。